

平成 27 年 12 月 3 日

平成27年登米市議会定例会  
12月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮問第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
---------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	いぬい かず こ 乾 和 子
住 所	登米市迫町
職 業	無職

諮問第 9 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
---------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	おお なみ しず え 大 浪 静 江
住 所	登米市米山町
職 業	無職

報告第 13 号	専決処分の報告について
----------	-------------

本件は、営造物の管理瑕疵及び交通事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第 115 号	平成 27 年度登米市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 116 号	平成 27 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 117 号	平成 27 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 118 号	平成 27 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 119 号	平成 27 年度登米市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 120 号	平成 27 年度登米市病院事業会計補正予算（第 5 号）
議案第 121 号	平成 27 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）

本案は、議案第 115 号平成 27 年度登米市一般会計補正予算（第 6 号）から議案第 121 号平成 27 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3,653 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 473 億 6,112 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、小規模保育設置促進事業 7,943 万円、環境保全型農業直接支払事業 2,499 万円などを増額する一方、畜産環境総合整備事業 1,098 万円、道路新設改良事業 1 億 8,305 万円などを減額して計上しております。

歳入では、子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金などの県支出金 6,479 万円を増額する一方、社会資本整備総合交付金などの国庫支出金 3,441 万円、道路新設改良事業などに充てる市債 7,750 万円を減額して計上しております。

また、繰越明許費 1 件、債務負担行為補正として追加 29 件、地方債補正として変更 4 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で保険税還付金など 626 万円の増額と債務負担行為 1 件を、後期高齢者医療特別会計の歳出で保険料還付金 102 万円の増額を、介護保険特別会計の歳出で保険給付費など 114 万円の増額と債務負担行為 3 件を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で債務負担行為補正として追加 1 件を、病院事業会計でがん診療機能促進事業の実施に伴う医業費用 82 万円などの増額と債務負担行為補正として追加 11 件を、老人保健施設事業会計で債務負担行為補正として追加 4 件を計上しております。

議案第 122 号	登米市津山集会所条例を廃止する条例について
-----------	-----------------------

本案は、津山本町 3・4 丁目多目的集会所、津山入沢多目的集会所、津山黄牛町多目的集会所及び津山南沢多目的集会所を主として利用している各関係町内会等に対して無償譲渡を推進するため、本条例を廃止するものであります。

議案第 123 号	登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
-----------	--

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が平成 28 年 1 月 1 日に一部施行されることに伴い、同法第 9 条第 2 項の規定により本市において個人番号を独自に利用することに関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 124 号	登米市証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例について
-----------	-------------------------------

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）が平成 27 年 9 月 4 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日に一部施行されることに伴い、引用条項等の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 8 ページ）

議案第 125 号	登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
-----------	---

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）の施行に併せて、平成 27 年 9 月 30 日に公布された地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 27 年政令第 346 号）において地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令第 274 号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 9 ページ）

議案第 126 号	登米市税条例の一部を改正する条例について
-----------	----------------------

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 161 号）が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、徴収の猶予及び換価の猶予に係る申請手続等に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 14 ページ）

議案第 127 号	登米市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例について
-----------	------------------------------

本案は、平成 28 年度から預かり保育の拡充を図ることに伴い、拡充する預かり保育に係る徴収金額を定めるとともに、多子世帯及び低所得者世帯の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 19 ページ）

議案第 128 号	登米市公民館条例の一部を改正する条例について
-----------	------------------------

本案は、迫公民館、新田公民館、南方公民館及び津山公民館の冷房機器設置に伴い、冷房料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 26 ページ）

議案第 129 号	登米市民俗資料館条例の一部を改正する条例について
-----------	--------------------------

本案は、中田民俗資料室の老朽化に伴い当該施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 28 ページ）

議案第 130 号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について
-----------	-------------------------

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が平成 28 年 1 月 1 日に一部施行されることに伴い、同法別表第 1 の 68 の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 5 号）第 50 条第 1 項第 11 号の規定により、保険料の徴収猶予及び減免の申請事項に個人番号を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。  
（新旧対照表 29 ページ）

議案第 131 号	登米市営住宅条例の一部を改正する条例について
-----------	------------------------

本案は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 20 号）が平成 27 年 5 月 7 日に施行されたことに伴い、公営住宅の入居者資格の特例を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。  
（新旧対照表 30 ページ）

議案第 132 号	第 3 次登米市行財政改革大綱及び 登米市行財政改革実施計画 の策定について
-----------	--

本案は、現行の第 2 次登米市行財政改革大綱の計画期間が平成 27 年度をもって終了することから、平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間とする第 3 次登米市行財政改革大綱及び 登米市行財政改革実施計画を 策定することについて、登米市議会基本条例（平成 23 年登米市条例第 35 号）第 12 条第 2 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 133 号	工事請負契約の締結について
-----------	---------------

本案は、登米市災害公営住宅（迫西大網第二住宅）新築工事（建築）請負契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 134 号	市道路線の認定について
-----------	-------------

本案は、泥内線ほか 143 路線の市道路線認定を行うにあたり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 135 号	市道路線の廃止について
-----------	-------------

本案は、泥内線ほか 56 路線の市道路線廃止を行うにあたり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 136 号	指定管理者の指定について（登米市迫公民館及び迫勤労青少年ホーム）
議案第 137 号	指定管理者の指定について（登米市北方公民館、迫農村環境改善センター及び登米市迫青少年センター）
議案第 138 号	指定管理者の指定について（登米市新田公民館）
議案第 139 号	指定管理者の指定について（登米市森公民館）
議案第 140 号	指定管理者の指定について（登米市米谷公民館、不老仙館及び東和楼台コミュニティセンター）
議案第 141 号	指定管理者の指定について（登米市米川公民館及び登米市東和国际交流センター）
議案第 142 号	指定管理者の指定について（登米市錦織公民館及び東和勤労青少年ホーム）

議案第143号	指定管理者の指定について（登米市南方公民館、南方農村環境改善センター、南方歴史民俗資料館、登米市東郷公民館、南方老人福祉センター、南方定住促進センター、登米市南方東郷運動広場、登米市西郷公民館及び南方就業改善センター）
議案第144号	指定管理者の指定について（南方産地形成促進施設）
議案第145号	指定管理者の指定について（平筒沼ふれあい公園）
議案第146号	指定管理者の指定について（迫梅ノ木公園、迫佐沼公園及び迫大東公園）
議案第147号	指定管理者の指定について（登米市迫体育館、登米市迫武道館及び登米市新田総合運動場）
議案第148号	指定管理者の指定について（登米市中田総合体育館、登米市中田球場及び登米市諏訪公園）
議案第149号	指定管理者の指定について（登米市石越体育センター及び登米市石越総合運動公園）
議案第150号	指定管理者の指定について（登米市津山若者総合体育館及び登米市津山林業総合センター）
議案第151号	指定管理者の指定について（登米市豊里運動公園及び豊里花の公園）
議案第152号	指定管理者の指定について（登米市民プール）

本案は、議案第136号指定管理者の指定について（登米市迫公民館及び迫勤労青少年ホーム）から議案第152号指定管理者の指定について（登米市民プール）まで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び各施設の設置条例の規定に基づき、各施設の管理を行わせる法人その他の団体を指定するにあたり、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

登米市証人等の実費弁償支給条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(実費弁償)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条その他の法令（<u>条例を含む。</u>）の規定に基づき、次に掲げる関係人等に対し、この条例の定めるところにより実費弁償を支給する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定により農業委員会の要求に応じ出頭した関係人</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、<u>法令</u> の規定により市長、議会、委員会等の要求に応じて出頭した関係人</p> <p>第2条・第3条 (略)</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条その他の法令（<u>条例を含む。</u>）の規定に基づき、次に掲げる関係人等に対し、この条例の定めるところにより実費弁償を支給する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農業委員会の要求に応じ出頭した関係人</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、<u>法令（条例を含む。）</u> の規定により市長、議会、委員会等の要求に応じて出頭した関係人</p> <p>第2条・第3条 (略)</p>

登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第24条 (略) 附 則</p> <p>第1条～第4条の2 (略) (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	<p>第1条～第24条 (略) 附 則</p> <p>第1条～第4条の2 (略) (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>
<p>傷病補償年金</p> <p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34</p>	<p>傷病補償年金</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)</p>
<p>0.73</p>	<p>0.75</p>

<p>年法律第141号) による障害基礎年金 (同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)</p>	<p>0.86</p>		
<p>障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>0.88</p>		<p>0.75</p> <p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金 (以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)</p>
<p>障害基礎年金 (当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金 (以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)) 若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金 (以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)) が支給される場合を除く。)</p>	<p>0.75</p>		<p>0.89</p> <p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金 (以下「旧国民年金法の障害年金」という。)</p>
<p>国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)) 附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金 (以下「旧船員保険法による障害年金」という。)</p>	<p>0.75</p>		<p>0.73</p> <p>厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) の規定による障害厚生年金 (以下「障害厚生年金」という。)) 及び国民年金法 (昭和34年法律第141号) の規定による障害基礎年金 (同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)</p> <p>0.86</p> <p>障害厚生年金 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>

	<p>0.89</p> <p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）</p>		<p>0.88</p> <p>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</p>
<p>障害補償年金</p>	<p>0.73</p> <p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>障害補償年金</p>	<p>0.74</p> <p>旧船員保険法の障害年金</p>
	<p>0.83</p> <p>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>		<p>0.74</p> <p>旧厚生年金保険法の障害年金</p>
	<p>0.88</p> <p>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>		<p>0.89</p> <p>旧国民年金法の障害年金</p>
	<p>0.74</p> <p>旧船員保険法による障害年金</p>		<p>0.73</p> <p>障害厚生年金及び障害基礎年金</p>
	<p>0.74</p> <p>旧厚生年金保険法による障害年金</p>		<p>0.83</p> <p>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>
	<p>0.89</p> <p>旧国民年金法による障害年金</p>		<p>0.88</p> <p>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</p>
<p>遺族補償年金</p>	<p>0.80</p> <p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済</p>	<p>遺族補償年金</p>	<p>0.80</p> <p>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</p>

	<p>年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）</p> <p><u>0.84</u></p> <p>遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p><u>0.88</u></p> <p>遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金</p> <p><u>0.80</u></p> <p>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p> <p><u>0.80</u></p> <p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p> <p><u>0.90</u></p> <p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p>		<p><u>0.80</u></p> <p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</p> <p><u>0.90</u></p> <p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p> <p><u>0.80</u></p> <p>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）</p> <p><u>0.84</u></p> <p>遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p><u>0.88</u></p> <p>遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合</p>
--	---	--	---

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらずこの条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.75
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
	旧国民年金法による障害年金	0.89

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらずこの条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。	旧船員保険法の障害年金	0.75
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
	旧国民年金法の障害年金	0.89
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

登米市税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p><u>(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</u></p> <p>第 8 条 地方税法 (昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第15条 第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとする。</p> <p>2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予 (以下この節において「徴収の猶予」という。) 又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長 (次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。) に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</p> <p>4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。</p>	<p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 8 条から第 17 条まで 削除</p>

5. 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となすべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2. 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
3. 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
4. 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
5. 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
6. 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
7. 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。  
（職権による換価の猶予の手続等）
- 第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納

入させるものとする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる

事項とする。

- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
  - (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
  - (3) 第4項第3号に掲げる事項
- 7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。  
(担保を徴する必要がない場合)
- 第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

(公示送達)

第18条 法 第20条  
の2の規定による公示送達は、登米市公告式条例（平成17年登米市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

第18条の2～第22条（略）

第23条（略）

(1)～(5)（略）

2（略）

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うもの、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第24条～第156条（略）

(公示送達)

第18条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条  
の2の規定による公示送達は、登米市公告式条例（平成17年登米市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

第18条の2～第22条（略）

第23条（略）

(1)～(5)（略）

2（略）

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うもの、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第24条～第156条（略）



第7条 (略)  
別表第1 (第2条関係)

授業料徴収金額表

園児の属する世帯の階層区分		徴収金額 (月額)
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親である保護者を含む世帯	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯	0
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯	2,000円
第4階層	第1階層から第3階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が48,600円未満の世帯	4,000円
第5階層	上記階層以外の世帯	4,000円

備考

- 1 4月から8月までの間における第2階層の項から第4階層の項までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。
- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 3 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。
- 4 園児の属する世帯が次に掲げる世帯であって、第3階層又は第4

階層に認定された場合の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、当該階層に定める徴収金額から1,000円を差し引いた額とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう（次表及び別表第3において同じ。）。

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう（次表及び別表第3において同じ。）。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発見第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯をいう（次表及び別表第3において同じ。）。

5 兄又は姉が2人以上いる園児及び同一世帯から2人入園している場合における2人目の園児の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、園児の属する世帯が4に規定する世帯の場合における(2)の規定の適用については、「この表に定める徴収金額」とあるのは「4の規定により算出された額」とする。

(1) 兄又は姉が2人以上いる園児 0

(2) 同一世帯から2人入園している場合における2人目の園児

この表に定める徴収金額の2分の1の額

別表第2（第2条関係）

預かり保育料徴収金額表

利用区分	園児の属する世帯の階層区分		徴収金額		
	階層区分	定義	3歳児	4歳児	5歳児
通年利用 (月額)	第1階層	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である保護者を含む世帯	0	0	0
	第2階層	第1階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯	500円	500円	200円
	第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯	1,200円	1,200円	300円
	第4階層	第1階層から第3階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が48,600円未満の世帯	1,900円	1,900円	300円
	第5階層	上記階層以外の世帯			3,500円
短期利用 (月額)	全ての世帯				200円

備考

- 1 短期利用（月額）の月ごとの限度額は、通年利用（月額）の徴収金額の欄に定める額とする。
- 2 4月から8月までの間における第2階層の項から第4階層の項

までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。

3 地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

4 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。

5 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯又はその他の世帯であつて、第2階層に認定された場合の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、0とする。

6 兄又は姉が2人以上いる園児及び同一世帯から預かり保育を2人利用している場合における2人目の園児の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、園児の属する世帯が5に規定する世帯である場合は、この限りでない。

(1) 兄又は姉が2人以上いる園児 0

(2) 同一世帯から預かり保育を2人利用している場合における2

人目の園児 この表に定める徴収金額の2分の1の額

別表第3 (第2条関係)

保育所型預かり保育料徴収金額表

階層区分	定義	徴収金額(月額)		
		3歳児	4歳児	5歳児
第1階層	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である保護者を含む世帯	0	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯	500円	500円	200円

第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯	1,200円	1,200円	300円
第4階層	第1階層から第3階層まで	1,900円	1,900円	300円
第5階層	を除き、当該年度の市町村民税の所得割が課税される世帯	8,000円	8,000円	5,500円
第6階層		16,000円	14,000円	8,500円
第7階層		22,000円	18,000円	12,000円
第8階層		28,000円	22,000円	12,000円

備考

- 1 4月から8月までの間における第2階層の項から第8階層の項までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。
- 2 地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 3 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場

	<p>合は、その者の税額を合算した額とする。</p> <p>4 <u>園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であって、第2階層に認定された場合の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、0とする。</u></p> <p>5 <u>兄又は姉が2人以上いる園児及び同一世帯から預かり保育を2人利用している場合における2人目の園児の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、園児の属する世帯が4に規定する世帯である場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>兄又は姉が2人以上いる園児 0</u></p> <p>(2) <u>同一世帯から預かり保育を2人利用している場合における2人目の園児 この表に定める徴収金額の2分の1の額</u></p>
--	--

登米市公民館条例 新旧対照表

改正案				現行				
第1条～第18条 (略)				第1条～第18条 (略)				
別表 (第9条関係)				別表 (第9条関係)				
1 施設使用料				1 施設使用料				
施設名称	利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)		利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	
迫公民館	研修室	200円	冷房	100円	研修室	200円	冷房	100円
		(略)				(略)		
新田公民館		(略)				(略)		
	会議室	200円	冷房	100円	会議室	200円	冷房	100円
		(略)				(略)		
南方公民館		(略)				(略)		
	日本間 (全室)	200円	冷房	100円	日本間 (全室)	200円	冷房	100円
	日本間 (一室)	200円	冷房	100円	日本間 (一室)	200円	冷房	100円
		(略)				(略)		

津山公民館	(略)			
	婦人講座室	200 円	100 円	100 円
	大会議室	200 円	100 円	100 円
	老人講座室	200 円	100 円	100 円
	(略)			
備考 (略)	2 個人使用料 (略)			
津山公民館	(略)			
	婦人講座室	200 円	100 円	100 円
	大会議室	200 円	100 円	100 円
	老人講座室	200 円	100 円	100 円
	(略)			
備考 (略)	2 個人使用料 (略)			

登米市民俗資料館条例 新旧対照表

改正案	現行																				
<p>第 1 条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第 2 条 民俗資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="475 1137 730 2065"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不老仙館</td> <td>登米市東和町米谷字和荷65番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 条 (略) (休館日)</p> <p>第 4 条 民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) _____ 南方歴史民俗資料館</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第 5 条 民俗資料館の開館時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、不老仙館 _____ 及び南方歴史民俗資料館は、午前 10 時から午後 3 時までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 6 条～第 18 条 (略)</p>	名称	位置	不老仙館	登米市東和町米谷字和荷65番地						(略)	<p>第 1 条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第 2 条 民俗資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="475 172 730 1099"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不老仙館</td> <td>登米市東和町米谷字和荷65番地</td> </tr> <tr> <td>中田民俗資料室</td> <td>登米市中田町宝江新井田字上待井30番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 条 (略) (休館日)</p> <p>第 4 条 民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中田民俗資料室、南方歴史民俗資料館</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第 5 条 民俗資料館の開館時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、不老仙館、中田民俗資料室及び南方歴史民俗資料館は、午前 10 時から午後 3 時までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 6 条～第 18 条 (略)</p>	名称	位置	不老仙館	登米市東和町米谷字和荷65番地	中田民俗資料室	登米市中田町宝江新井田字上待井30番地				(略)
名称	位置																				
不老仙館	登米市東和町米谷字和荷65番地																				
	(略)																				
名称	位置																				
不老仙館	登米市東和町米谷字和荷65番地																				
中田民俗資料室	登米市中田町宝江新井田字上待井30番地																				
	(略)																				

登米市介護保険条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第9条 (略) (保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名、<u>住所及び個人番号</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名、<u>住所及び個人番号</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第12条～第23条 (略)</p>	<p>第1条～第9条 (略) (保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び<u>住所</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び<u>住所</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第12条～第23条 (略)</p>

